

水質汚濁防止法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例における排水基準(黄色ハッチは県上乗せ基準)

(2)-2 波江川水域に排水する公共下水道供用開始区域外の工場又は事業場等

1日当たりの平均的な排水量が50m³未満である工場又は事業場等については、生活環境項目(第1号から第14号まで)に係る基準の適用外となります。
 この表による排水基準が適用される工場又は事業場が2以上の施設を設置する場合において、当該工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小値を適用する。
 また、ホウ素・フッ素及びその化合物・硝酸性窒素類・亜鉛及びその化合物・1・4-ジオキサンについては、業種により緩和基準がある場合があります。詳しくは環境保全課環境対策係までお問合せください。

(単位：mg/L、ただし大腸菌群数は個/cm³)

水質汚濁防止法上の特定施設番号及び県条例の特定施設の区分		生活環境項目													人の健康項目																																					
		1 水素イオン濃度 (pH)		3 生物化学的酸素要求量 (BOD)		4 浮遊物質量 (SS)		5 n-ヘキサン抽出物質	6 フェノール類	7 銅及びその化合物	8 亜鉛及びその化合物	9 溶解性鉄及びその化合物	10 溶解性マンガン及びその化合物	11 クロム及びその化合物	12 大腸菌群数(日間平均)	13 窒素含有量	14 リン含有量	15 カドミウム及びその化合物	16 シアン化合物	17 有機機化合物	18 鉛及びその化合物	19 六価クロム化合物	20 砒素及びその化合物	21 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	22 アルキル水銀化合物	23 水リ塩化ビフェニル	24 トリクロロエチレン	25 テトラクロロエチレン	26 シクロロメタン	27 四塩化炭素	28 1・2-ジクロロエタン	29 1・1-ジクロロエチレン	30 シス-1・2-ジクロロエタン	31 1・1・1-トリクロロエタン	32 1・1・1・2-トリクロロエタン	33 1・3-ジクロロプロペン	34 チラウム(別名)	35 シマジン(別名)	36 チオベンカルブ(別名)	37 ベンゼン	38 セレン及びその化合物	39 ほう素及びその化合物	40 ぶつ素及びその化合物	41 アンモニア	42 1・4-ジオキサン							
		最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	イ	口	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
1	5.8-8.6	5.0-9.0	30	20	40	30	50	40	5	30	7	2	2	2	10	10	2	3000	120	60	16	8	0.03	1	1	0.1	0.5	0.1	0.005	注1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.1	10	230	8	15	100	0.5

水質汚濁防止法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例における排水基準（黄色ハッチは県上乗せ基準）

(2)-2 波江川水域に排水が50m²公共下水道供用開始区域外の工場又は事業場等

1日当たりの平均的な排水量が50m²未満である工場又は事業場等については、生活環境項目（第1号から第14号まで）に係る基準の適用外となります。

この表による排水基準が適用される工場又は事業場が2以上の施設を設置する場合において、当該工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小値を適用する。また、ホウ素・フッ素及びその化合物・硝酸性窒素類・亜鉛及びその化合物・1・4-ジオキサソールについては、業種により緩和基準がある場合があります。詳しくは環境保全課環境対策係までお問合せください。

（単位：mg/L、ただし大腸菌群数は個/cm³）

水質汚濁防止法上の特定施設番号及び県条例の特定施設の区分	生活環境項目														人の健康項目																																				
	1 水素イオン濃度（pH）		2		3		4 浮遊物質質量（SS）		5 n-ヘキサン抽出物質		6 フェノール類	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42				
	海域以外	海域	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	イ	口	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均					
47	5.8-8.6	5.0-9.0	30	20	40	30	50	40	5	30	7	2	2	10	10	2	3000	120	60	16	8	0.03	1	1	0.1	0.5	0.1	0.005	注1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.1	10	230	8	15	100	0.5

注1) 検出されないこと
 注2) 当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。
 この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。